

江北町公私連携認定こども園 設置運営法人 募集要項

1 趣旨

江北町では、町立の江北保育園について、既存施設を活用し、民間法人による公私連携型の保育所型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）としての運営を行うこととしています。

当町の保育行政を理解し、継続的かつ安定的に、質の高い教育・保育の提供や地域における子育て支援の充実を図り、また、多様化する保育ニーズへ柔軟かつ迅速に対応するため、令和9年4月1日（予定）から、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第33条及び同第34条の規定に基づいて公私連携法人を指定するため、当該公私連携認定こども園を設置・運営する法人を次のとおり募集します。

なお、選考はプロポーザル方式で行います。

2 定義

この募集要項に記載する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 公私連携認定こども園 設置運営法人（以下「設置運営法人」という。）

本要項に基づき選定され、江北町と協定を締結し、公私連携認定こども園を設置・運営する法人。

(2) 公私連携認定こども園（以下「当該施設」という。）

法、認定こども園法及び関係法令に基づき、江北町から必要な土地・建物・設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、江北町との連携の下に特定教育・保育及び子育て支援事業を行う公私連携保育所型認定こども園。

3 当該施設の概要

(1) 施設名

名称は、町及び設置運営法人の双方協議して定めます。

(2) 所在地

〒849-0501 佐賀県杵島郡江北町山口 1184 番地 1 他 5 筆

※現在の江北保育園を、既存施設を活用したまま保育所型認定こども園へ移行し、設置運営法人が運営するものとします。

(3) 施設定員・利用定員

施設定員・利用定員ともに 100 人～120 人程度（参考：江北保育園定員 100 人）を想定していますが、町と設置運営法人の双方協議の上決定することとします。

(4) 計画敷地面積

8,462.81 m²

4 事業開始予定年月日

令和9年4月1日（予定）

5 設置運営法人の要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- ア 募集開始時点現在で、江北町内に所在地を有する社会福祉法人又は学校法人
- イ 現に特定教育・保育施設又は地域型保育事業所を運営している法人
- ウ 運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、特定教育・保育に熱意と識見を有し、当町の特定教育・保育に関する方針に積極的に協力する者
- エ 認定こども園法第3条第5項第4号及び法第35条第5項第4号のいずれにも該当しない者
- オ 江北町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でない者
- カ 「佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成26年県条例第72号）」に規定する要件を満たす者

6 公私連携認定こども園 設置運営法人の指定

設置運営法人の選定後、江北町は予め次に掲げる事項について定める協定を設置運営法人と締結します。

- ア 協定の目的となる当該施設の名称及び所在地
- イ 公私連携認定こども園における特定教育・保育及び子育て支援事業に関する基本的事項
- ウ 町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- エ 協定の有効期間
- オ 協定に違反した場合の措置
- カ その他公私連携認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

7 利用児童について

江北保育園の在園児について、保護者が引き続き利用を希望する場合は、移行後も当該利用児童を引き継ぐこととします。また、在園児が現に使用する制服、靴、帽子等について、引き続き使用できるものとします。

8 財産の取り扱い等

（1）土地

当該施設の土地については、無償貸付とします。貸与期間については、町及び設置運営法人の双方協議の上定めます。

（2）建物

当該施設の建物（園舎等）については、無償譲渡とします。

（3）備品等

現に江北保育園で使用している備品・消耗品は、原則、無償譲渡とします。それに係る保険費用、又は修理費用等は設置運営法人の負担とします。

（4）使用用途

貸与を受けた土地、譲渡を受けた建物及び備品等については、許可なく当該施設の用途以外に使用することはできません。

（5）土地、建物及び備品等の維持管理

貸与を受けた土地、譲渡を受けた建物及び備品等の維持管理については、設置運営法人

が責任をもって自己負担で行うものとします。

(6) 施設改修等

既存施設の改修等については、設置運営法人において実施するものとします。なお、改修等を行う際は、事前に町と協議を行ってください。

9 施設型給付費の支払い

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、町は設置運営法人からの請求に基づいて施設型給付費を支払います。

10 協議会

設置運営法人決定後、町・設置運営法人による協議会を設置し、公私連携化に伴う様々な調整事項につき、両者間の合意形成を図ってください。

協議会の設置期間は、原則として協定期間中とし、いずれか一者から要請があった場合に、随時、当協議会を開催できるものとするほか、運営方法等については双方で協議するものとします。

11 移譲の条件

(1) 当該施設の運営について

法、認定こども園法及び関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及び関係指針に基づき特定教育・保育を行うこと。また、移譲予定の保育所で実施している特定教育・保育内容等の継続性を踏まえ、次項「認定こども園運営」に定めた項目を履行し、設置運営法人自らが移譲を受ける当該施設の運営を行ってください。

(2) 公私連携化園の評価及び効果検証への協力について

保護者アンケート等により、移譲先の教育・保育状況等を確認し、公表する等の公私連携化園の評価及び効果検証に協力してください。

自己評価・外部評価（努力義務）を積極的に受審し、評価結果を公表してください。

12 認定こども園運営

(1) 法令の遵守

当該施設の運営にあたっては、町の関係条例、法、認手こども園法及び関係法令に基づくとともに当町と締結する協定を遵守してください。

(2) 特定教育・保育の継続

現行の特定教育・保育の内容や年間行事等を含めた運営を継続してください。

(3) 開所時間と開所日

ア 施設の開所時間、標準時間及び短時間の設定は、原則として次のとおりとしてください。やむを得ず変更する場合は予め当町と協議してください。

区分	開所時間
施設開所時間	7時～19時（12時間）
教育標準時間	8時～14時（6時間）
保育標準時間	7時～18時（11時間）
保育短時間	8時～16時（8時間）

イ 開所日は原則として次のとおりとしてください。

区分	開所時間
教育	土曜日、日曜日、休業日として移譲先法人が別に定める日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）を除く月曜日から金曜日
保育	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）を除く月曜日から土曜日

※ただし、ア、イを超える開所時間及び開所日を設けることを妨げるものではありません。

(4) 定員及び受入年齢

ア 当初の施設定員・利用定員は、100 人～120 人程度を想定していますが、公私連携化前の江北保育園の入所人員を勘案しながら設定してください。施設定員・利用定員を設定するときは、事前に町と協議してください。

イ 児童の受入年齢は、0 歳児（生後 6 ヶ月目以降を目安に設置運営法人自らが設定）から 5 歳児までを受け入れてください。

(5) 職員配置

ア 保育教諭等の人数については、法に規定する配置基準を順守してください。

区分	開所時間
0 歳	3 人につき保育教諭 1 人
1 歳以上 3 歳未満	6 人につき保育教諭 1 人
3 歳	15 人につき保育教諭 1 人
4 歳以上	25 人につき保育教諭 1 人

イ 園長については、町の関係条例、法、認定こども園法及び関連法令に定める資格・経験を有する者を配置してください。

ウ 当該園での保育教諭の構成は、3 年以上の実務経験者を 2 分の 1 以上配置するとともに、10 年以上の実務経験のある主任保育教諭等を必ず配置してください。

エ 看護師の配置に努めてください。

(6) 特別保育事業

ア 延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）等の実施に関しては、予め町と協議を行ってください。

イ 発達を支援する必要がある児童の受入れに努めてください。

(7) 地域支援事業

園庭開放や育児相談などの地域子育て支援事業の実施に努めてください。

(8) 給食

ア 給食は原則、自園調理方式を採用してください。3歳以上の給食提供にあたって、外部搬入方式を採用する場合は町と予め協議してください。

イ 施設定員・利用定員に応じた栄養士及び調理師の配置を行うとともに、必要な器具・備品類を備えてください。

ウ 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮してください。

(9) 健康診断

職員及び児童の健康診断（新入所児童については入所前）を適切に実施してください。

(10) 費用の徴収

公私連携化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、協議会において協議してください。ただし、保護者の要望に応じた特定教育・保育の対価として必要な場合は、この限りではありません。

(11) 職員研修

職員研修計画を作成するなど、職員の資質や専門性を向上するため積極的に職員を研修等に参加させてください。

(12) 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

児童の不慮の事故に備え損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけてください。

(13) 安全対策

当該施設の既存施設の安全点検を適切に行い、児童の安全確保に配慮してください。また、安全管理者等を配置してください。

(14) 児童虐待の防止

虐待防止マニュアルを作成し、児童虐待の防止に努めるとともに、児童虐待の事案を発見した場合は、ただちに所管庁（佐賀県こども未来課）へ通報する体制を整えてください。

(15) 苦情解決等

苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」）を整備してください。

(16) 会計年度任用職員の継続雇用

民営化前に町が雇用していた会計年度任用職員が民営化後も就労を希望する場合は、子どもへの教育・保育環境の変化を最小限に留める観点から、引き続き雇用を努めるようにしてください。

13 募集等

(1) 提出方法

- ア 町ホームページに掲載する応募書類を作成し、受付窓口（担当窓口）へ提出してください。
- イ 提出部数は、正本1部、副本6部（コピー可）とします。提出時は応募書類一覧の順番に並べ、インデックスを付し、フラットファイルに綴じて提出してください。なお、併せて作成データをメールにより提出してください。
- ウ 所定の様式以外は、原則としてA4（縦）としてください。
- エ 応募書類は、江北町教育委員会こども教育課子育て支援係まで必ず事前連絡のうえ、持参又は郵送により提出（締切日消印有効）してください。
- オ 応募書類は、町の情報公開条例に基づき、原則としてすべての関係書類等が情報公開請求の対象となります。ただし、関係書類中に公開することにより事業活動に支障を来す恐れのある情報を含む情報公開請求があった場合には、情報公開条例の規定に反しない範囲で非公開とする部分を定めることとします。
- カ 書類の作成及び提出に必要な費用は応募法人の負担とし、提出された書類は返却しません。

(2) 担当窓口・提出先

江北町教育委員会 こども教育課 子育て支援係
所在地：〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1
電話：0952-86-5623 / F A X：0952-86-2130
メール：kodomokyouiku@town.kouhoku.lg.jp

(3) 提出期間

提出期間：令和8年6月1日から令和8年6月30日（締切日消印有効）まで

(4) 説明会

今回の募集に関し、説明会を開催します。

①募集説明会

日 時：令和8年6月11日 13時30分～

場 所：幼児教育センター

※応募法人は必ず出席してください。

※なお、説明会に出席する法人は、事前に担当窓口へ連絡の上、説明会参加申込書を令和8年6月10日12時00分までにメール又はF A Xにて提出してください。

②質問票受付

質問は、随時受け付けますので、事前に担当窓口へ連絡の上、別紙質問票をメール又はF A Xにて提出してください。ただし、最終質問受付を令和8年6月19日12時00分までとし、令和8年6月24日までに全ての応募法人宛にメール又はF A Xにて回答することとします。

質問に対する回答は、江北町ホームページで公表します。

※令和8年6月11日に開催する募集説明会時には、質疑応答の時間は設けません。

③応募書類等一覧

【応募書類】

- 様式 0_応募書類チェックリスト
- 様式 1_江北町公私連携認定こども園設置運営法人指定申請書
- 様式 2_法人の概要を証する書類
- 様式 3_法人役員等名簿
- 様式 4_代表者の履歴書
- 様式 5_法人の財務状況
- 様式 6_事業概要
- 様式 7_職員配置
- 様式 8_運営に関する考え方
- 様式 9_特別保育事業等の実施方法
- 様式 10_支援に関する考え方
- 様式 11_施設維持管理計画
- 様式 12_資金収支計画書
- 様式 13_誓約書

【説明会】参加申込書

【質問】質問票

④審査等

ア 施設の管理・運営を継続的かつ安定的に行い、質の高い特定教育・保育を提供することができる設置運営法人の候補者を審査するため、プレゼンテーション審査を実施します。

[説明時間は 20 分以内を予定。説明者は 3 名以内としてください。]

イ 審査の時期は、令和 8 年 7 月中旬を予定しています。詳細な日程は、応募法人に後日連絡します。

ウ 審査結果については、江北町当該施設選考委員会による審査後、文書で通知するとともに、町ホームページで公表します。

※審査内容及び選考結果に関する質問や異議には応じません。

⑤審査基準

- ア 地域性を十分に活かした特定教育・保育及び子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）が提供できること
- イ 保護者、子どもに安全な特定教育・保育等を提供できる十分な体制、人材を確保できること
- ウ 施設全体の維持管理を適切かつ効率的に行えること
- エ 法人が安定した施設管理、事業実施に必要な経済的基盤を有していること
- オ 個人情報適切な管理ができること
- カ 関係法令を遵守し、子どもの安全を確保できること
- キ その他公私連携認定こども園としての特定教育・保育に対する取組姿勢

14 公私連携認定こども園 設置運営法人予定者

プレゼンテーション審査により第1順位と選定された応募法人については、改めて町と協議し、協議成立後、設置運営法人の予定者となります。

協議が成立しない場合や辞退があった場合は、第2順位以下の応募法人と順に協議を行います。

15 引継ぎ

教育・保育の内容及び運營業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和9年2月26日までに引継ぎのための協議・準備期間とし、在園児への影響が最小限となるよう引継ぎを受けるとします。

江北保育園に勤務する会計年度任用職員のうち、当該施設の職員となることを希望する者について、本要項第12項第16号に基づく積極的雇用について別途協議します。

また、江北町内において今後も認定こども園を存続し安定した運営を確保する必要があることから、移譲後に町職員（保育教諭）を派遣することについても、別途協議することとします。

16 その他

当該施設の運営にあたり、法人で新たに保育補助者や保育支援員を雇用する場合、国・県の保育対策総合支援事業を財源として町が定める予算を上限としてその費用を補助することについて、別途協議することとします。

また、この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議します。

【参考】江北保育園の現状

所在地：〒849-0501 佐賀県杵島郡江北町山口 1184 番地 1

構成地番：佐賀県杵島郡江北町山口 1184 番地 1

同 1153 番地

同 1171 番地 2

同 1187 番地 1

同 1188 番地 1

同 1191 番地

敷地面積：8,462.810 m²

建築面積：西側園舎 684.69 m²

東側園舎 871.70 m²

計 1,556.39 m²

屋外遊技場：4,645.42 m²

その他：2,261.00 m²

(駐車場等)

設置年月：西側園舎 平成 2 年 4 月

東側園舎 平成 11 年 4 月

認可定員：100 人

利用定員：100 人

施設開所時間： 7 時 00 分～19 時 00 分 (12 時間)

教育標準時間： 8 時 30 分～14 時 00 分 (5.5 時間)

保育標準時間： 7 時 00 分～18 時 00 分 (11 時間)

保育 短時間： 8 時 30 分～16 時 30 分 (8 時間)

【参考】園児数の推移

施設	年齢区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
江北幼稚園	3歳児	9人	10人	0人	—	—
	4歳児	7人	1人	9人	—	—
	5歳児	2人	6人	1人	9人	—
	小計	18人	17人	10人	9人	—
江北保育園	0歳児	0人	0人	0人	0人	0人
	1歳児	6人	9人	9人	10人	10人
	2歳児	17人	14人	12人	13人	12人
	3歳児	16人	25人	28人	19人	29人
	4歳児	33人	20人	28人	28人	17人
	5歳児	29人	35人	21人	31人	28人
	小計	101人	103人	98人	101人	96人
合計		119人	120人	108人	110人	96人

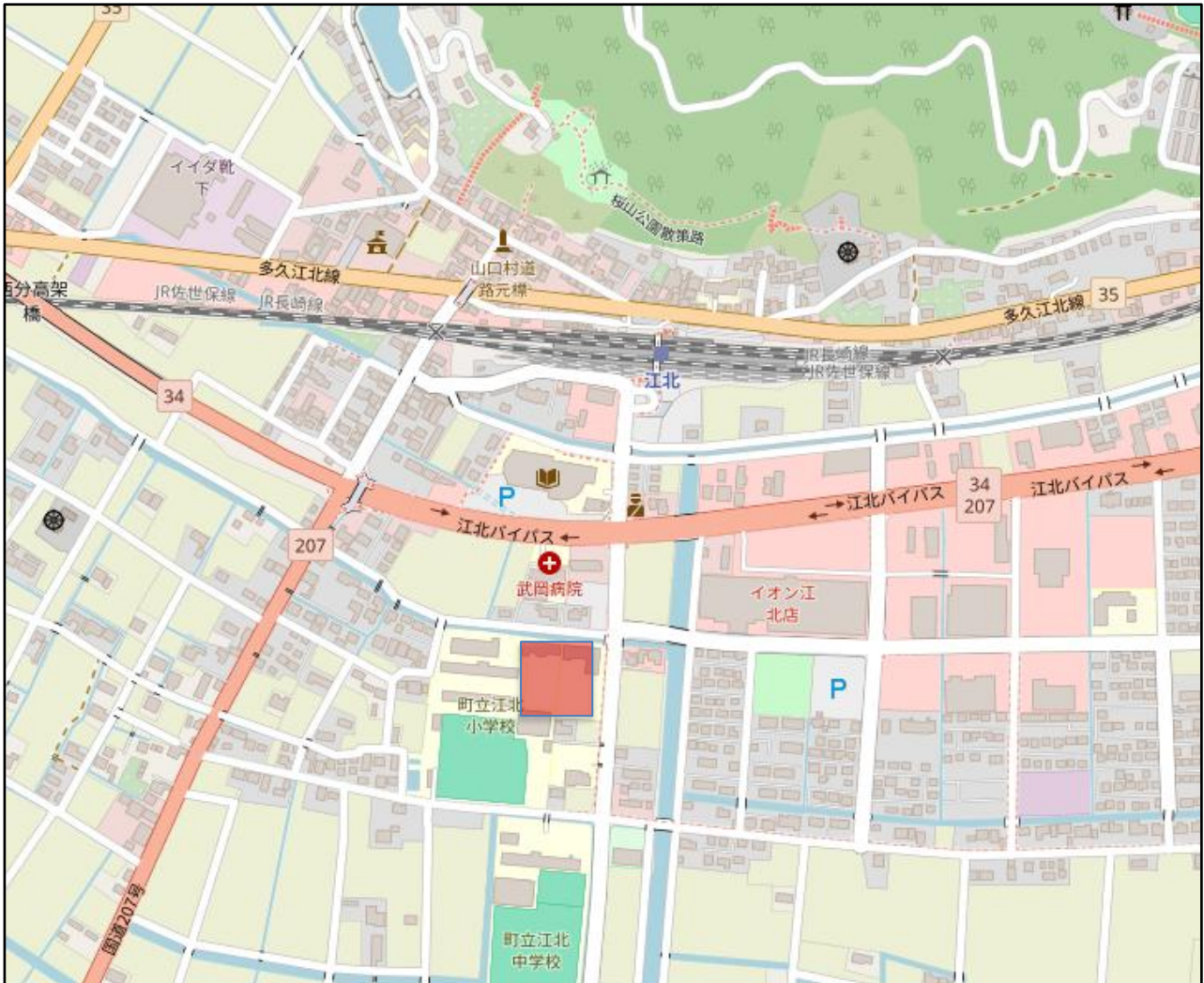
※江北幼稚園は R7 年度末をもって廃園のため新規入所停止を行った

【参考】子ども・子育て支援事業計画 量の見込み（町全体）

区分	R 9	R10	R11
1号認定	32人	32人	30人
2号認定	229人	237人	221人
3号認定	152人	149人	149人
計	413人	418人	400人

【参考】位置及び施設図

位置図



現地